

落札後の手続きについて

落札された場合は以下の手続きが必要になりますので、本書を確認のうえ速やかに手続きを行ってください。

1 契約保証金の納付について

契約締結をするにあたって、契約保証金を納付していただく必要があります。次の(1)又は(2)の方法により納付又は免除の手続きをお願いします。

(1) 契約保証金の額・納付方法

- 落札金額(入札金額×1.1)の100分の10以上の金額になります。
- 納入通知書をお渡しますので、金融機関で納付後、領収証書の写しをご提出ください。

(2) 契約保証金の免除

次のいずれかの場合、契約保証金が免除となります。

(ア) 損害保険会社と履行保証保険契約を締結する場合

(必要書類)

- 契約保証金免除申請書
- 履行保証保険証券(原本)

※履行保証保険証券は、以下の点を満たす必要があります。

- ・保険期間……契約締結日から納期まで
- ・保険金額……落札金額(入札金額×1.1)の100分の10以上

(イ) 公共工事履行保証契約を締結する場合

(必要書類)

- 契約保証金免除申請書
- 公共工事履行保証証券(原本)

※公共工事履行保証証券は、以下の点を満たす必要があります。

- ・保証期間……契約締結日から納期まで
- ・保証金額……契約金額の100分の10以上

(ウ) 本件の契約締結予定日より過去2年の間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した者であり、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(必要書類)

- 契約保証金免除申請書
- 履行証明願にて当該団体から証明を受けたもの

※同規模とは、今回の入札の落札金額(入札金額×1.1)の8割以上になります。

※本店・支店又は営業所等が締結した契約についても対象となります。

(3) 契約保証金の還付方法

納品完了(検査合格)後、返還請求書をご提出ください。

2 契約の締結について

契約保証金の納付(又は免除申請の承認)後、本市が提示する契約書(2部)に取引印(業務委託契約等入札参加資格審査申請時に届け出た印鑑)を押印のうえ、ご提出ください。契約書は、後日市長印を押印のうえ1部をお渡しします。